

## 千曲市犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案に係る意見募集の実施結果

### ご意見募集期間

令和4年10月3日(月)～11月1日(火)

### 条例骨子案の公表方法

人権・男女共同参画課、上山田戸倉出張所での閲覧  
市ホームページへの掲載

### 意見の募集方法

郵送、持参、FAX、電子メール、ながの電子申請

### 意見募集の結果

- ・提出者数 3名
- ・意見総数 27件

### 条例骨子案への意見と市の考え方

※重複する内容のご意見はまとめて掲載してあります。

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方
1～2	定義	「再被害」を追加してほしい。 犯罪被害者等が当該犯罪の加害者から再び受けること。	「定義」は条例の主要な用語について定義するものと認識しております。この条例骨子案においては「再被害」の用語は使用していないため、定義は不要と考えています。
3～4	定義	「民間支援団体」を追加してほしい。 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体。	条例(案)において「関係機関等」を国、県、警察、その他行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体等を追記し、この中に含むものとしております。
5	市民等の役割	「…ように努める。」を「…とともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。」に修正する。	ご意見を参考に、条例(案)において修正する予定です。
6	相談及び情報の提供	「担当支援窓口の設置」もしくは、初期の相談窓口一元化について、条文に定めることを求める。	ご意見を参考に、条例(案)において追記し、総合的に行う窓口を設置して対応する予定です。

7	居住の安定	<p>「転居支援」制度の新設を求める。</p> <p>県営、市営住宅等への転居の場合、転居箇所が限定されてしまうことから、転居費用を助成し、被害直後速やかに被害者等が安心して生活を送ることが可能となるよう、助言等のみならず転居費用の支援について制度化を求める。</p>	<p>条例は、目的、基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしております。制度の新設につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
8	経済的負担の軽減	<p>「見舞金給付等」制度の新設を求める。</p> <p>国の犯罪被害者給付制度は支給に様々な要件があり、また支給までに平均 5～6 か月、またはそれ以上の期間を要するため、制度化を求める。</p>	<p>見舞金を給付する方向で検討しております。</p>
9	経済的負担の軽減	<p>「…による支援」を「及び助言その他の必要な施策を講ずる」に修正してほしい。</p> <p>30 万円くらいの見舞金を支援し、国の犯給金のように併給不可にはしないでいただきたい。</p>	<p>見舞金を給付する方向で検討しており、条例(案)の参考とさせていただきます。</p>
10～21	追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の支援</li> <li>・家事、育児及び介護支援(ホームヘルパーの派遣支援、一時保育利用補助等)</li> <li>・配食支援(弁当の配達等)</li> <li>配食支援は、事件当日から必要となる。事件発生直後の短期間だけでも希望者へ配食サービスを実施することを要望する。</li> <li>・まいさば、警察、裁判所での聴取、医療受診への付き添い、家事、育児、介護等々日常生活支援を庁内各課、民間支援団体との連携を行う必要がある。</li> <li>・心身に受けた影響からの回復</li> <li>・安全の確保</li> <li>・雇用の安定</li> <li>・損害賠償に関する情報の提供</li> <li>・刑事に関する手続き</li> <li>・学校における教育</li> <li>・人材の育成</li> <li>・民間支援団体に対する支援</li> <li>市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずる。</li> <li>・個人情報の適切な管理</li> <li>市は、犯罪被害者等が二次被害や再被害を受ける</li> </ul>	<p>必要に応じて条例(案)及び今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、今後、条例制定により、犯罪被害者等が必要とする施策を実施し、犯罪被害者等が地域で孤立することのない社会を目指していきたいと考えております。</p>

		ことがないよう犯罪被害者等の個人情報適切に管理する。また、支援に従事する者も同様とする。	
22	追加	「委任」を追加してほしい。 この条例の定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。」を追加する。条例施行にあたって、具体的な推進についてはさらに推進計画、規則が必要となる。	ご意見を参考に、条例(案)において追記する予定です。

(その他 ご意見等)

番号	意見の要旨	市の考え方
23	骨子案に謳われている通り、もっともな事ばかりと思うので実施を願う。	いただいたご意見は、今後、条例(案)及び市の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
24	県条例では推進計画を定めた上で、実情に合わせて見直しをしていくとの事だが、市条例でも具体策を謳って欲しい。条例案のパブコメ行い、制定、施行を希望する。	
25	被害者は、窓口まで相談に行く事すら困難である。被害者への支援をどの様にするか？民間団体に協力を求めるのか？検討課題としてアウトリーチが有る。	
26	窓口から NPO の支援センターへつなぐだけではなく、市として相談員をどのように配置するのか？また、被害者からすると相談員がすぐ異動してしまうと不安が襲ってくる。専任者を置くのかを含め、対応頂きたい。	
27	当事者の声無く、充実した施策とはならないのではないか？と思う。パブコメは市民に限るとのことだが、どれだけの市民が関心を持っているのか。市民以外の声も聞くべき案件だと思う。	